

“新しい”を共に作りだす



「日本と世界をむすぶ」、一歩先を行く採用のカタチ



自動車運送業の 外国人採用最新ガイド

PTW ポールトゥウィン株式会社

〒101-0022 東京都千代田区神田練堀町3 AKSビル3F

WEB : <https://www.service.ptw.inc/>

20260716

自動車運送業界で受け入れ可能な在留資格の比較

免許(普通・二種)が必要になるが、ビザごとに資格要件が異なる

	特定活動46号ビザ (2019年～)	特定活動ビザ (ワーキングホリデー)	特定技能ビザ (2024年～?)	身分系ビザ (永住者・永住者の配偶者、日 本人の配偶者、定住者等)	留学ビザ
在留期間	更新可	最長1年間	最長5年間 ※2号に移行で事実上の 制限なし	更新可	日本語学校:最長2年 専門学校・大学:2～4年 程度
就労の制限	タクシードライバーのみ 就労可能	特になし	フルタイム勤務可能	なし	なし (週28時間)
受入調整機関 等の支援	なし	紹介会社の支援	あり 登録支援機関による サポート ※任意	なし	なし
資格要件等	普通、二種等の免許	現地でワーホリビザ取得 (30歳以下)	特定技能技能評価試験・ 日本語評価試験(N4レベ ル)への合格	特になし (配偶者ビザは配偶者に準じ る)	入国時N5レベルの日本 語
メリット	・フルタイム勤務可	・1年間特に制限なくほぼ どんな職種でも働ける ・ワーホリのあと、就労ビ ザへ切り替え可能	・まとまった数の人材を通 年採用が見込める ・事業所間の異動可能 ・運輸業への導入決定	・就労先・職種の制限なく採 用可 ・配偶者ビザはフルタイム可 能	・就労先・職種の制限が少 なく、手軽に採用可
デメリット	・免許取得のハードルが高 い ・ビザの取得要件も厳し い(日本の大卒以上、N1 レベルなど) ・候補者少ない	・最長1年間のみ ・ワーホリ申請可能な国は 先進国に限られる ・免許取得のハードルが 高い	・登録支援機関に支援委託 する場合などにコストが 必要 ・免許(大型、二種)取得の ハードルが高い	・対象者少なく確保難しい ・家庭環境に変動があった場 合、ビザ更新不可の可能性 も ・家族滞在は週28時間以内 ・免許取得のハードルが高い	・週28時間以内の稼働 (夏休みなど長期休み期 間は週40時間) ・在留期間に限度があるた め長くは勤められず ・免許取得のハードルが高 い

特定技能制度の概要

■特定技能とは

2019年～技能実習生制度に置き換わる人材確保のための新しい在留資格として、深刻化する人手不足に対応するため、人材確保が困難な状況にある産業の16業種において、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れていくために創設された在留資格

特定産業分野

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1. 介護 | 11. 飲食料品製造業 |
| 2. ビルクリーニング | 12. 外食業 |
| 3. 工業製品製造業 | 13. 自動車運送業 |
| 4. 建設業 | 14. 鉄道 |
| 5. 造船・船用工業 | 15. 林業 |
| 6. 自動車整備 | 16. 木材産業 |
| 7. 航空 | (2027年～3分野追加予定) |
| 8. 宿泊 | ・リネンサプライ |
| 9. 農業 | ・物流倉庫 |
| 10. 漁業 | ・資源循環 |

特定技能試験

特定技能1号

- 技能試験
- 日本語試験

※技能実習2号修了者は免除

特定技能2号

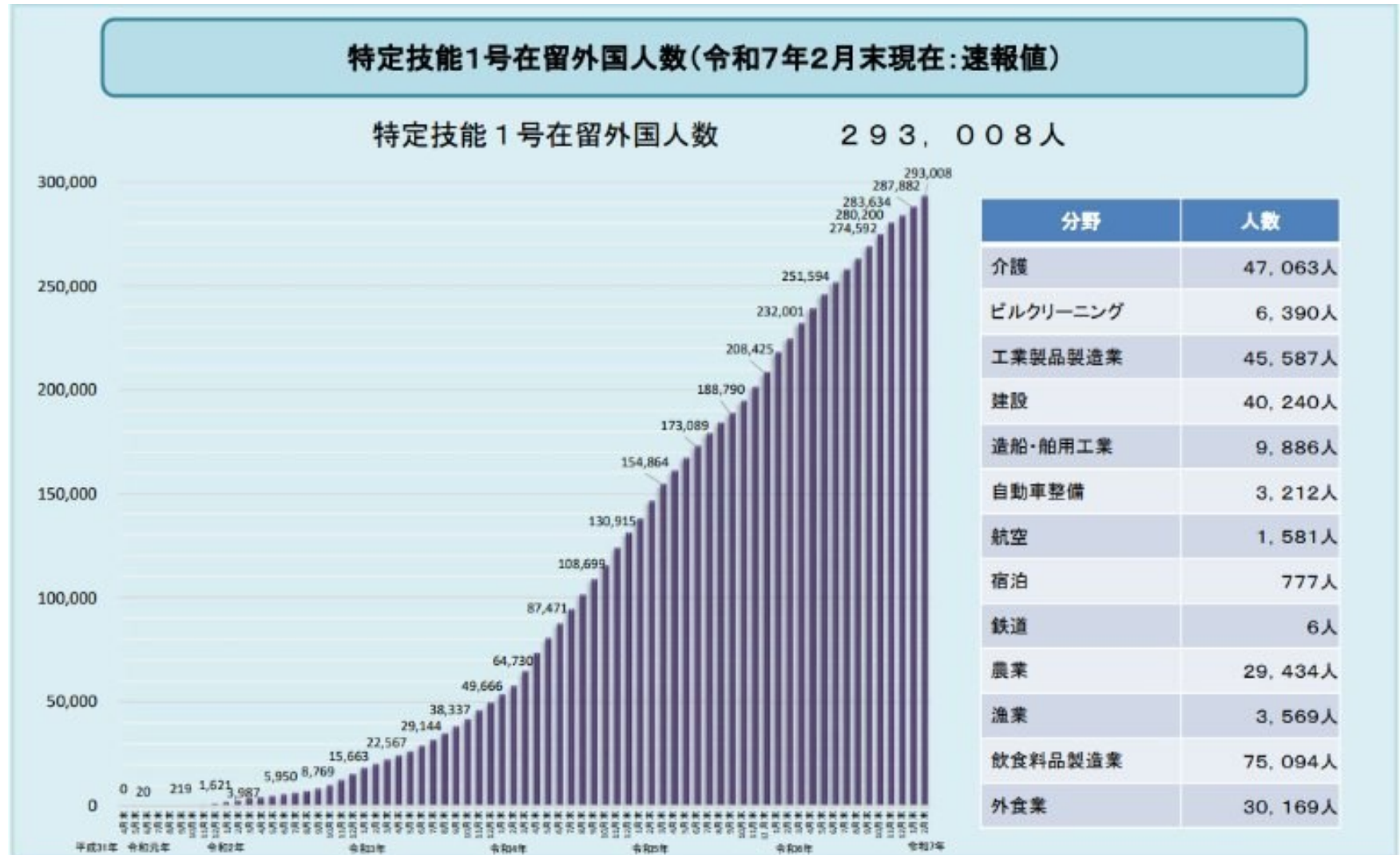
- 技能試験

※一定レベルの実務経験必要な分野もあり

自動車運送業も2024年～追加

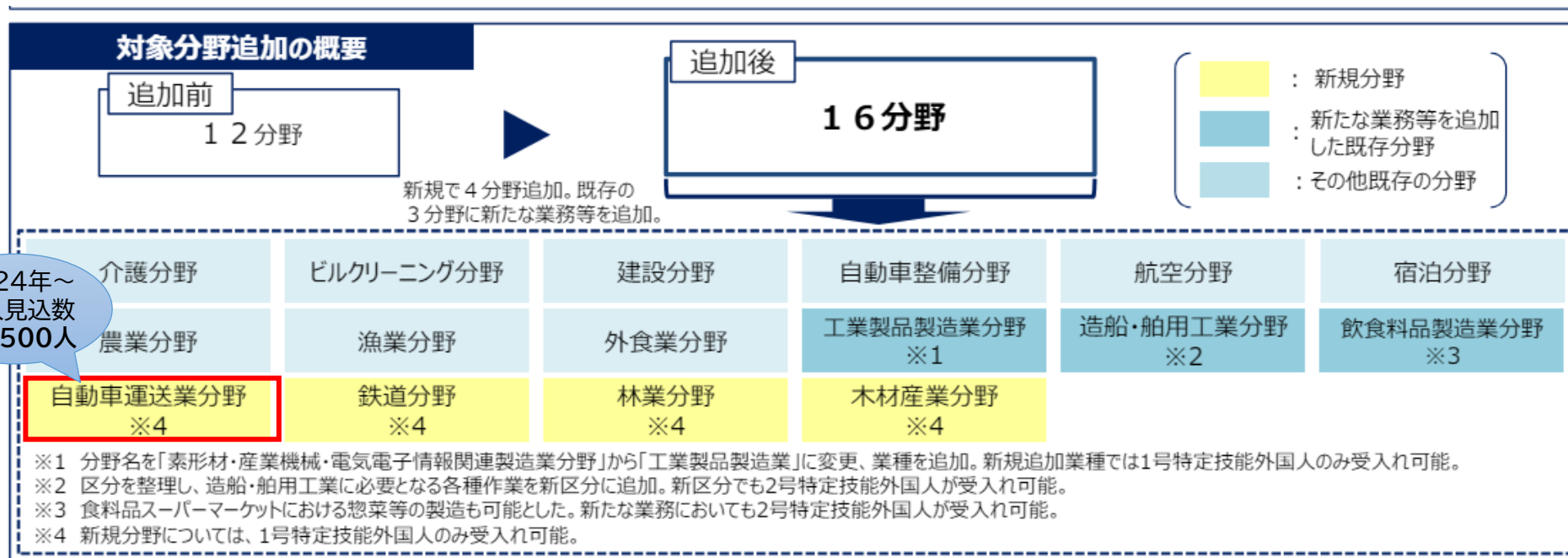
特定技能の受入れ状況

※厚労省資料より



運送業界への特定技能の導入方針

- ・2024年3月の閣議決定により、
自動車運送業の4分野が特定技能制度に追加
- ・自動車運送業分野では、トラック・バス・タクシーの3分野
- ・制度開始～5年間の自動車運送業分野での特定技能1号の
受入れ上限は2万4,500人



運送業界への特定技能上乗せ要件①

■受入機関の要件(自動車運送業)

- ①道路運送法に規定する自動車運送事業を経営するものであること
 - ②下記のいずれかであること
 - 1. 運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証の取得
 - 2. 安全性優良事業所(Gマーク)保有
 - ③日本標準産業分類「43道路旅客運送業」または「44道路貨物運送業」のいずれかに該当すること
 - ④自動車運送業分野特定技能協議会(※)の構成員になり、必要な協力を行うこと
- (※特定技能制度の適切な運用を図るために設定されている機関)
- ⑤「新任運転者研修」を実施すること(タクシー・バスの場合)

※トラックについては、国土交通省告示により「初任運転者研修」の実施が求められます。

運送業界への特定技能上乗せ要件②

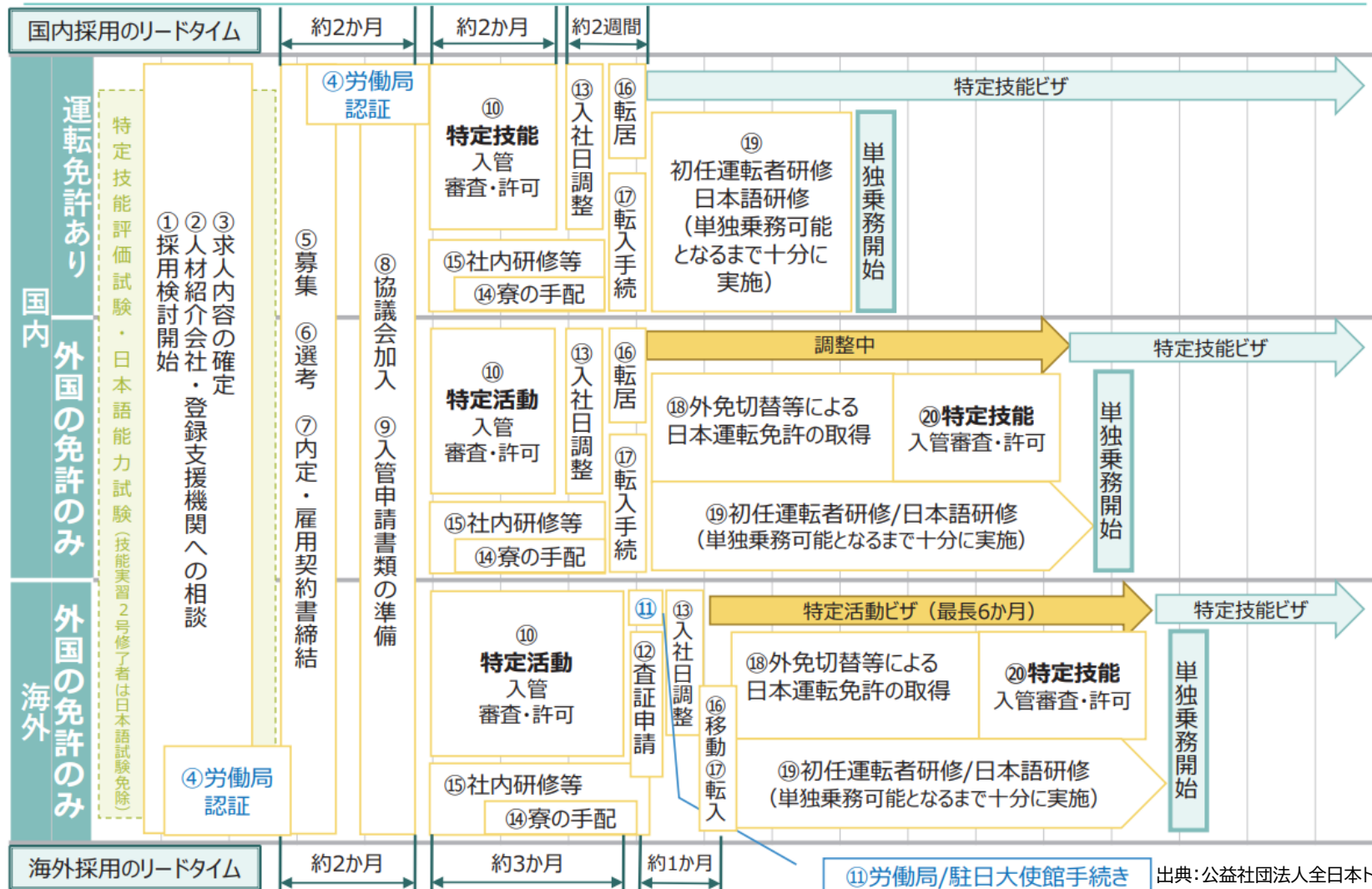
■外国人に関する要件(自動車運送業)

区分	技能水準		日本語能力
	運転免許	特定技能試験	日本語試験等
トラック	第一種 運転免許	自動車運送業分野 特定技能1号評価試験 (トラック)	下記のいずれか ・日本語能力試験N4以上 ・国際交流基金日本語基礎テスト ・技能自習2号の良好修了
タクシー	第二種 運転免許	自動車運送業分野 特定技能1号評価試験 (タクシー)	日本語能力試験N3以上
バス	第二種 運転免許	自動車運送業分野 特定技能1号評価試験 (バス)	日本語能力試験N3以上

・運転免許については、事前に外国の運転免許を取得している必要あり、入国後、外免切替等により免許を取得

特定技能自動車運送業の導入スケジュール

・運転免許がない場合は、まず「特定活動」ビザ(トラック最長6か月、タクシー・バス同1年)に変更し、その間に免許を取得するか
外免切替の手続きを行う→免許取得後に特定技能ビザ取得



外免切替について

外免切替の流れは以下の通り

事前審査

- ・受付は当日先着順。審査は日本語で実施。通訳は同席可。一人当たり40～50分程度の面談・審査が必要。午前中までに受付が望ましい
- ・必要書類(外国の運転免許証・翻訳文等)を持参して提出
- ・「知識確認」が必要な場合、事前審査終了時に予約を行う

・申請料:2,550円(普通車)
4,100円(大型車)
・交付手数料 ;2,050円
合計:4,600円～

申請受付

■申請資格

- ・普通～準中型:18才以上、中型:20才以上、大型:21歳以上
- ・免許を取得した外国に通算3か月以上滞在
- ・免許センターが所在する都道府県に住んでいること(越境不可)

試験

<適性検査> 視力0.7以上、かつ、一眼で其々0.3以上等、その他色彩、聴力、運動能力の検査

<知識確認> パソコンで実施。外国語の実施もあるが、対応言語は都道府県により異なる。10本中7問以上正解で合格(府中試験場の場合)

知識確認合格後→技能確認の予約を行う

<技能確認> 技能確認は日本語対応のみ。通訳者の同乗不可。

